

中山間地域等直接支払交付金

【26,340(26,300)百万円】

対策のポイント

高齢化や人口減少が著しい中山間地域等において、農業生産活動が継続的に行われるよう、集落の活動体制の維持・強化を推進しつつ、引き続き第4期対策（平成27年度～31年度）を実施します。

<背景/課題>

- ・中山間地域は、総農地面積の約40%、農業総産出額の約35%を占めるなど、農業、農村の中で重要な地域であるとともに、国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を有しています。
- ・一方、高齢化や人口減少が著しく、このままでは農業生産活動が困難となり、耕作放棄の増加等による多面的機能の低下、集落機能の衰退が懸念されます。
- ・このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のため、中山間地域等における農業生産活動の継続に対して支援を行う必要があります。

政策目標

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.0万haの減少を防止
(平成27年度～31年度)

<主な内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,890(25,800)百万円

中山間地域等の農業生産活動を継続できるよう、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。

また、中山間地農業ルネッサンス事業における地域別農業振興計画を作成した地域においては、交付金返還についての運用改善に必要な集落戦略の作成期限を平成31年度まで延長します。

(田(急傾斜):21,000円/10a、畑(急傾斜):11,500円/10a等)

補助率:定額
事業実施主体:農業者の組織する団体等

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 450(500)百万円

(1) 中山間地域等直接支払推進交付金 250(300)百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村等の推進体制を強化します。

補助率:定額
事業実施主体:地方公共団体等

(2) 中山間地農業ルネッサンス推進事業 200(200)百万円

地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保、育成等の支援に加え、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させるため取組を支援します。

補助率:定額
事業実施主体:都道府県等

[お問い合わせ先:農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)]

中山間地域等直接支払制度の概要

【平成30年度予算概算決定額 26,340 (26,300) 百万円】

中山間地域等直接支払交付金
25,890 (25,800) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援

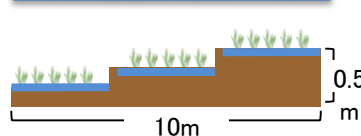
【対象地域】 中山間地域等（地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【主な交付単価】

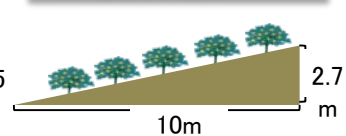
| 地目 | 区分 | 交付単価 円/10a |
|----|-------------|---------------|
| 田 | 急傾斜(1/20~) | 21,000 |
| | 緩傾斜(1/100~) | 8,000 |
| 畑 | 急傾斜(15度~) | 11,500 |
| | 緩傾斜(8度~) | 3,500 |

水田:急傾斜(傾斜:1/20)



21,000円/10a

畑:急傾斜(傾斜:15°)



11,500円/10a

- 集落等を単位として、農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、当該協定に基づき行われる農業生産活動等を支援するため、面積に応じて一定額を交付
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
 - ② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）
- ・中山間地農業ルネッサンス事業における地域別農業振興計画を作成した地域においては、広域の集落協定が将来の農地利用について戦略を定めた場合、営農を中止した際の交付金返還を当該農地のみとする運用改善を平成31年度まで延長
※ 個別協定の場合は、農業生産活動等を継続するための活動等

【加算措置】

◎ 高齢化や人口減少により、農業生産活動の継続に支障が生じることが懸念されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが維持されるために追加的に支援

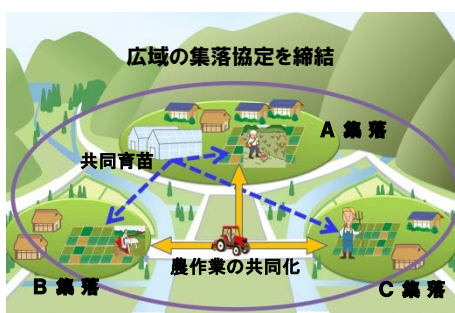
【集落連携・機能維持加算】

- ① 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援

複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援

【単価】

地目にかかわらず
3,000円/10a



【超急傾斜農地保安全管理加算】

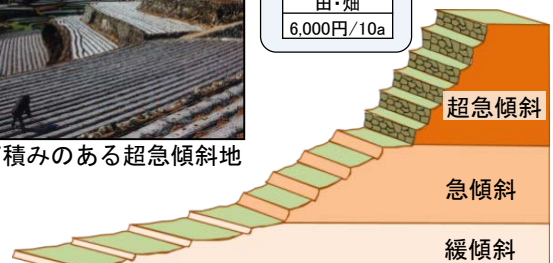
超急傾斜地（田:1/10以上、畑:20度以上）の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援
※ 平成29年度より、【集落協定等に基づく活動】の①のみで加算が受けられるよう要件を緩和



【単価】

田・畑
6,000円/10a

石積みのある超急傾斜地



- ② 小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援

協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で農業生産活動を支援

【単価】

| | |
|------------|------------|
| 田 | 畑 |
| 4,500円/10a | 1,800円/10a |

【中山間地域等直接支払推進交付金】 250 (300) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援

【中山間地農業ルネッサンス推進事業】(拡充) 200 (200) 百万円

都道府県等による「中山間地農業ルネッサンス事業」に係る推進活動の支援について、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援